

電波監理審議会（第956回）議事要旨

1 日 時

平成22年8月17日（水）14:00～

2 場 所

総務省会議室（共用10階会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

田中情報流通行政局長、稲田大臣官房審議官他

4 議 事 模 様

207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する 計画の認定について （諮問第31号）

携帯端末向けマルチメディア放送の開設計画の認定について、次のとおり総務省から説明があった。

ア 総務省の説明

地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る携帯端末向けマルチメディア放送に関する電波法（昭和25年法律第131号）第27条の13に規定する特定基地局の開設計画に係る207.5MHz以上222MHz以下の周波数を使用する開設計画の認定については、平成21年10月から11月までに参入希望調査を実施のうえ参入枠を1とし、絶対審査の要件に適している開設計画が複数ある場合は比較審査を行う等を規定した案を平成22年2月に意見公募に付し、その後、4月14日の電波監理審議会への諮問・答申を経て、4月23日に告示・公表した。このような経緯を経て定められた開設指針のもと、株式会社マルチメディア放送及びメディアフロッジャパ

ン企画株式会社の2者から申請があった。

今般、より客観的かつ中立的な判断を行うために、総務省としての案を示さず電波監理審議会に諮問するものである。

イ 主な質疑応答

- ・カバー率について、どの程度の数値の差をもって優位と結論付けるのか、との質問に対し、どのようにその差を評価するのかということも含めて審議してもらいたい、との回答があった。
- ・カバー率の違いがどのような影響をもたらすのか、との質問に対し、カバー率が高いほど、都市部以外の事業採算性の低い場所にも置局を行うこととなり、よりたくさんの方が視聴でき、公共の利益にかなうと考えている、との回答があった。
- ・受信設備の普及に関して、消費電力の問題はどのように考えるのか、という質問に対し、両者の技術方式の違いにより差がある、と回答があった。
- ・受託放送役務の料金については、1MHz当たりで比較して委託放送事業者にどの程度の負担があるかという基準で考えるのか、という質問に対し、受託放送役務の料金水準は委託放送事業者の事業計画を立てていくための1つの要素になると考える、との回答があった。
- ・SFN混信の発生世帯数・発生率について、両申請者が同じ対策手法を使って算出したのではないという箇所について詳細を教えてくださいという質問に対し、両申請者の対策手法の違いや同じ対策手法を使って計算した場合の発生世帯数等について回答があった。
- ・両申請者の技術方式による占有周波数帯幅の違いについて、将来参入する委託放送事業者にとって、事業性の観点からどちらの方が参入しやすい等はあるのか、との質問に対し、委託放送事業者が事業展開するためには、委託に係る料金、受信端末の普及、サービスの品質等の様々な要因があると考えており、それらがどのように評価されるかによって条件は違ってくる、との回答があった。
- ・課金・認証等のプラットフォーム機能の提供について、両申請者は違う考え方であるが、この点はどうか、という質問に対し、受託放送事業者がプラットフォーム機能を持つことについては、委託放送事業者の立場によってその見方は違うものである、との回答があった。
- ・特定基地局の設置場所の確保について、両申請者において、例えば、交渉のしやすさ等の条件に違いはあるのか、との質問に対し、両申請者の置局数の差によるものはあるだろう、との回答があった。
- ・世帯カバー率、駅カバー率、道路施設カバー率の重要度による比重はあるのか、という質問に対し、審査基準には各項目の比重を定めていない、との回答があった。

ウ 今後の審議について

引き続き本件審議を進めるに当たり、技術基準や開設指針の制定等、これまでの当審議会における審議の経緯、および答申を踏まえた形で、今後の審議を進めていくということを原則とすることを確認した。また、審議会として、両申請者から直接補足的な説明を求める機会を設けるよう調整することとした。さらに、審議会が審査を行う上で、事実関係の確認、関係資料の作成などの必要な作業について、総務省に協力を求めることになった。

(文責：電波監理審議会事務局)